

旭川市病後児保育事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市病後児保育事業委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 背景・目的

旭川市病後児保育事業については、児童が病気やケガの回復期で集団保育が困難な時、仕事などの都合で保護者が家庭で保育できない場合に、一時的にその児童の保育や看護を行うものであり、保護者の子育てと就労の両立支援を目的として行う事業である。

本市では現在、児童福祉法第6条の3第13項に基づく、病児保育事業で病後児対応型を2施設設置しているが、本事業を実施する新旭川保育所が令和7年3月で閉所することが決まっている。これまでの本事業の利用の実績についてはコロナウイルスが流行していた令和元年から令和3年の間は利用を自粛する動きがあったため、増減を繰り返していたが、令和4年からは利用の実績は回復し、増加傾向にある。また、令和6年10月からは病児・病後児保育予約システムが導入され、利用者のオンライン予約や空き状況の見える化が実装されたことにより利用率の向上が見込まれている。

本プロポーザルは新旭川保育所の閉所に伴い減少してしまう事業の利用定員を引き続き確保するため、令和7年4月1日から病後児保育事業を実施する事業者を選定するものである。

第2 業務概要

1 業務名

旭川市病後児保育事業委託業務

2 業務内容

別紙「旭川市病後児保育事業業務仕様書」のとおり

※令和7年3月31日までを受託者の準備期間とし、業務の引継ぎや支援員等の確保、支援員等への研修、事務所設置等の運営体制の確立などを行うものとする。

3 定員 1日当たり3名とする。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 予算概要等

この業務に係る予算は、6,847,000円を予定していることから、業務委託料の積算に当たっては、予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係
電話 0166-25-9106
FAX 0166-26-5722
e-mail kodomojigyo@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 市内の小児科を有する医療機関又は保育所，事業所内保育事業，小規模保育事業又は認定こども園を運営する法人で次の条件をいずれも満たすこと。
- (2) 市内に病院・診療所に付設された専用スペース又は保育所，認定こども園において本事業のための専用室を設置することができること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 旭川市競争入札等参加資格者名簿に登載されている者は，公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても，旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。それ以外の者にあつては，同要領別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定，民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体，暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 市町村税（特別区にあつては都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は，次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお，期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は，本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 登記事項証明書（法人の場合）
- ウ 身分証明書（個人の場合）
- エ 市町村税（特別区にあつては都税）の未納又は滞納がないことの証明書の写し
※発行日が参加表明書の提出前3か月以内のもの
- オ 「消費税及び地方消費税」の未納又は滞納がないことの証明書）の写し
※発行日が参加表明書の提出前3か月以内のもの
- カ 直近3期分の決算書類（貸借対照表，損益計算書）の写し
※学校法人，社会福祉法人等の法人はこれらに相当する書類を提出すること。

※グループ企業で連結決算を行っている場合は、連結決算書も提出すること。

※イ～カ書類は旭川市物品購入等（建設工事等）の競争入札参加資格における参加資格を有していない場合に提出すること。

(2) 提出期限 令和6年11月19日（火）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

(5) 提出書類作成時の留意事項

参加表明書等については返却しない。また、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。

2 参加資格要件の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年11月21日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 令和6年11月22日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年11月26日（火）までに説明を求めた者に対し、理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出すること。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 事業者の概要について

- ・事業者の業務概要
- ・経営母体の財務健全性

(2) 実施体制について

- ・職員の確保
- ・看護師の欠員が発生した場合のカバー体制
- ・保育士の欠員が発生した場合のカバー体制
- ・看護師のこれまでの勤務経験
- ・従事職員の身心のケア

- (3) 業務開始までのスケジュールについて
 - ・開設までのスケジュール管理
 - ・事業開始に向けて従事職員への研修会や勉強会の予定
- (4) 施設状況について
 - ・十分な広さの保育室・観察室を確保できるか
 - ・観察室が十分な数用意可能か
 - ・専用の玄関（事業用出入口）が用意可能であるか
 - ・専用室内にトイレを設置可能であるか
 - ・駐車場が整備されているか
 - ・施設の立地や利便性
- (5) 危機管理体制について
 - ・防災・危機管理マニュアルの整備
 - ・協力医療機関（緊急時の受入れ等）の目途があるか
- (6) 児童の衛生管理・食事の提供について
 - ・感染症対策等の衛生管理マニュアルの整備
 - ・給食の提供に係るアレルギー除去の対応
- (7) 地域支援の取り組みについて
 - ・利用者が少ない日において市内の保育所等への情報提供や巡回支援を実施する予定があるか

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式2）に次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙

ア 提案内容について記載することとし、様式は企画提案書別紙（様式2-2）とする。

なお、提案内容が確認できる場合は任意様式での提出も可能とする。

イ A4判、片面印刷で20ページ以内とする。

(2) 見積書（様式3）

(3) 積算内訳書（様式4）

積算の詳細については、別紙に任意様式で作成すること。

なお、人件費に関しては、旭川市病後児保育事業実施要綱第3条第2項に定める配置基準等を踏まえた上で計算すること。

3 記入上の注意事項

(1) 企画提案書は、A4判縦長左綴じで一括して綴じ、必要部数を提出すること。

(2) 企画提案書提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。（本市が補正等を求める場合を除く。）

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和6年12月2日（月）午後5時

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(4) 提出部数 正本1部、副本10部を提出すること。なお、副本への押印は不要とする。

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

(2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出され

た企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。

- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式5）

イ 提出期限

- (ア) 参加表明書に関する事項

令和6年11月14日（木）午後5時

- (イ) 企画提案書に関する事項

令和6年11月28日（木）午後5時

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電子メールで提出すること。

なお、提出後、第3に電話連絡の上、電子メールが着信したことを確認すること。

- (2) 質問に対する回答は、旭川市公式ホームページ上に公表する。また、回答書に記載した内容は、実施要領等の追加又は修正として取り扱うこととする。

旭川市ホームページ ホーム→暮らし→子育て・学校教育→保育園・幼稚園→認可保育所等

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 参加辞退

参加表明書や企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市病後児保育事業に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

なお、実施方法、実施日時及び場所については、第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 事業者の適性に関する項目 | 【配点10点／170点】 |
| (2) 実施体制に関する項目 | 【配点30点／170点】 |
| (3) 業務スケジュールに関する項目 | 【配点20点／170点】 |
| (4) 施設状況に関する項目 | 【配点40点／170点】 |
| (5) 危機管理体制に関する項目 | 【配点20点／170点】 |
| (6) 児童の衛生管理・食事の提供に関する項目 | 【配点20点／170点】 |
| (7) 地域支援の取り組みに関する項目 | 【配点20点／170点】 |
| (8) 価格に関する項目 | 【配点10点／170点】 |

4 受託候補者の特定

(1) 評価点の採点

各委員は、企画提案者ごとに3の審査項目及び評価基準に基づき採点し、この点数の合計を当該企画提案者の「評価点」とし、各委員の「評価点」のうち、最高点及び最低点をつけた委員の点数を除いたもの（最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。）の平均点が高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

なお、上記の方法で算出した平均点85点（50%未満）の場合は失格とする。

また、受託候補者と当該業務について協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 ※持参によること。（郵送、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、(2)の書類の提出があつた日から7日以内に、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を旭川市公式ホームページ上に公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第 11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、必要がある場合は、企画提案時に示された見積金額を上限として、当該仕様書等の内容を変更するものとし、決定した仕様書等に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第 2 4 条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

3 か月毎の後払いとする。

第 12 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第 13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書提出期限	令和 6 年 1 1 月 1 9 日 (火) 午後 5 時
参加資格要件確認結果通知	令和 6 年 1 1 月 2 1 日 (木)
企画提案書提出期限	令和 6 年 1 2 月 2 日 (月) 午後 5 時
ヒアリング等	令和 6 年 1 2 月上旬～中旬 (予定)
企画提案書審査結果の通知	令和 6 年 1 2 月中旬 (予定)
契約締結	令和 7 年 4 月 1 日 (火) (予定)

第 14 実施要領等の配付

本プロポーザルで必要な書類等の配付は次のとおりとする。

1 配付開始日 令和 6 年 1 1 月 8 日 (金) から

2 配付方法 本市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。

URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/232/233/d080677.html>

3 配布資料

- (1) 旭川市病後児保育委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- (2) 評価基準
- (3) 旭川市病後児保育事業業務仕様書
- (4) 旭川市病後児保育事業実施要綱
- (5) 様式（第1号～第5号）